

平成 29 年 5 月 2 日
堺市上下水道局

常磐町外マンホールポンプ設備更新工事の設計図書の訂正について（通知）

常磐町外マンホールポンプ設備更新工事の設計図書（特記仕様書）について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みです。再度ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を下記のとおり訂正していただきますよう、お願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所

特記仕様書

2. 訂正内容

特記仕様書『第 1 章 総則 1 適用範囲』

「下水道施設土木工事共通仕様書（平成 28 年 4 月改正版）」を

「下水道施設土木工事共通仕様書（平成 29 年 4 月改正版）」に訂正する。

【訂正前】

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、「常磐町外マンホールポンプ設備更新工事」に適用する。なお、本特記仕様書に記載されていない事項については本市「ポンプ場・処理場施設機械・電気設備共通仕様書（平成 28 年度）」「下水道施設土木工事共通仕様書（平成 28 年 4 月改正版）」に従って施工すること。

【訂正後】

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、「常磐町外マンホールポンプ設備更新工事」に適用する。なお、本特記仕様書に記載されていない事項については本市「ポンプ場・処理場施設機械・電気設備共通仕様書（平成 28 年度）」「下水道施設土木工事共通仕様書（平成 29 年 4 月改正版）」に従って施工すること。

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、「常磐町外マンホールポンプ設備更新工事」に適用する。なお、本特記仕様書に記載されていない事項については本市「ポンプ場・処理場施設機械・電気設備共通仕様書（平成28年度）」「下水道施設土木工事共通仕様書（平成29年4月改正版）」に従って施工すること。

2 施工範囲

本工事の施工範囲は、本特記仕様書、添付図面並びに現場説明事項に基づく機械・電気設備の設計・製作・撤去・据付・試運転及び調整までとする。尚、各監督官庁への報告・認可申請・検査等の手続き及び事務等は、監督員の指示どおり遅滞なく行うこと。これらに要する費用については、受注者の負担とする。

マンホールポンプの監視設備として必要となる通信回

契約諸経費は、通信回線事務費としてFOMA網加入金 3,000 円/1 箇所およびASP接続設定費用としてオムロンソフトウェアのALLEYEライトプラン端末登録料 5,000 円/1 箇所を、電気設備本工事費の通信回線契約諸経費として計上している。

3 適用規格

各設備の製作・据付に対しては、下記の規格・基準に基づいて行うものとする。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（(公社)日本下水道協会）
- (2) 日本工業規格（JIS）
- (3) 水門・樋門ゲート設計要領（案）（(一社)ダム・堰施設技術協会）
- (4) 労働安全衛生規則（厚生労働省）
- (5) 電気設備技術基準（経済産業省）
- (6) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (7) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) 電池工業会規格（SBA）
- (9) その他関係法令・規則等

4 試験及び検査

本設備の試験及び検査は、「ポンプ場・処理場施設機械・電気設備共通仕様書（平成28年度）」に基づいて行うものとする。

（一般事項）

（1）検査項目

機器の製作完了並びに各工程完了後、検査を行う。

- ア 工場立会検査（監督員が必要と認めた場合）
- イ 中間検査（監督員が必要と認めた場合）
- ウ 完成検査
- エ 手直し検査